市川市監査委員告示第１号

令和４年度第２期財務監査及び行政監査の結果に関する報告及び監査委員の意見の公表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項による財務監査及び同条第２項による行政監査の結果に関する報告及び監査委員の意見について、同条第９項及び第１０項の規定により別紙のとおり公表します。

令和５年３月２９日

市川市監査委員　　菅　原　卓　雄
同　　白　土　英　成
同　　岩　井　清　郎
同　　荒　木　詩　郎

令和4年度第2期財務監査及び行政監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1　監査の種類

⑴　地方自治法第 199 条第 1 項による財務監査

⑵　地方自治法第 199 条第 2 項による行政監査

2　監査の対象

⑴　事務事業の範囲

令和 4 年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした。）

⑵　対象部署

①　広報室

広報広聴課、秘書課

②　企画部

企画課、行政経営・DX 課、中核市移行準備課、国際政策課、
健康都市推進課

③　財政部

財政課、管財課、契約課、技術管理課、納税・債権管理課、市民税課、
固定資産税課

④　情報政策部

情報政策課、Web 管理課、情報システム課、情報管理課

⑤　文化スポーツ部

文化芸術課、文化施設課、東山魁夷記念館、スポーツ課

⑥　経済部

経済政策課、商工業振興課、農業振興課

⑦　観光部

観光政策課、観光事業推進課

⑧　選挙管理委員会事務局

3　監査の着眼点

⑴　財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。

⑵　行政監査

事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

4　監査の実施内容

⑴　実施期間

令和4年10月3日から令和5年3月28日まで

⑵　調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

⑶　日程及び実施場所

①　事務局による予備監査

令和4年10月3日から令和5年1月27日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

②　監査委員監査

令和5年2月3日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5　監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分 指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。） 指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等

⑴　指摘事項

①　固定資産税の税額訂正について（財政部 固定資産税課）

固定資産税を徴収しようとするときは、地方税法第13条により、納税者に対し、文書により納付の告知をするとともに、当該文書には、その納付すべき金額を記載すると規定されている。

しかしながら、農地に以前から構造物が存在したことが確認されたことにより令和4年度に遡及課税した増額案件において、税額訂正の決裁は正しい金額でなされていたにもかかわらず、固定資産税システム＜遡及課税入力＞画面に

誤った金額を入力したため、正しい金額よりも少ない金額で調定し、納付書が送付されていた事例があった。

よって、不足している金額を早急に調定するとともに、決裁された金額と納付書の金額に齟齬をきたさないように入力誤りを予防する仕組み及び適切にチェックする体制を構築し、適正な財務事務を行われたい。

⑵　指導事項

区　　分	件　　数
歳　入	9
歳　出	0
財　産	0
補助金	10
契　約	2
公　金	11
文　書	9
その他	1
合　　計	42

※市川市監査基準実施細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載。

6　監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき次のとおり意見を付記する。

⑴　財産の適正管理について（財政部 管財課）

今回は、市が所有する土地・建物の公有財産の管理の状況について、管財課による行政財産の総括的な事務の管理という観点から監査を行った。

行政財産の直接的な管理については、その行政目的を果たすために事業を行う所管部署が行っているのに対し、管財課については、市川市財務規則第 170 条第 1 項で「財政部長は、公有財産に関する管理の事務を総括する」と規定され、市川市行政組織規則第 6 条で、管財課の事務分掌として「行政財産の掌握並びに普通財産の管理及び処分に関すること」と規定されていることから、行政財産の管理に関し総括的な立場から把握や指導を行う役割がある。

このことを踏まえ、所管部署が財務会計システムにより行う行政財産の目的外使用許可の事務決裁に際し、管財課はチェックを行うために合議を受けている。この合議は、管財課の総括的な役割を反映した事務の一つと言えるが、現状では合議を行った後の登録されたデータが活用されておらず、チェック機能が十分に果たされているとは言い難い。現に、過去の財務監査では、所管部署が行政財産の目的外使用許可を行う事務において、許可期間や使用料の徴収等に係る誤りが散見されている。管財課には、行政財産の総括的な事務の管理を行う役割があることから、財務会計システムに登録されたデータ等を活用し、効果的・効率的なチェック体制を確立されたい。

一方、行政財産の目的外使用許可のうち自動販売機の設置に関しては、例外的に管財課が一括して行っている。行政財産において業者等に自動販売機を設置させる具体的な方法としては、行政上の許可処分として目的外使用許可を行い使用させる方法のほか、行政財産の有効活用の観点から財産の一区画の貸付を契約に基づき行い使用させる方法があり、いずれの方法においても、それに付随して電気料金等を当該業者等から徴収する事務が発生する。これらの事務は、所管課が行うべき事務であるが、現状では、適切に事務が行われていない所管課が見受けられる。管財課においては、自動販売機の設置をはじめとする行政財産の使用全般に伴う事務等が統一的に遂行できるように指導的役割を果たすことを期待する。